



しあわせ
信州

労働ながの

2022

6月

NO.557

奨学金返還支援で若手人材を確保!

長野県奨学金返還支援制度 導入企業サポート事業



県の制度を活用して、奨学金返還支援制度を導入しませんか？

概要	<ul style="list-style-type: none"> 従業員への奨学金返還支援制度を設ける県内企業に対して、負担額の一部を助成する事業を来年度(令和5年4月)から開始する予定です。 県内に本社等を置く中小企業等で、国・県が働きやすい企業に対して認証している制度を取得している企業が対象となります。 従業員の奨学金返済に対して企業が負担した額の1/2(1人あたり年額10万円上限)を補助します。
対象企業	<ul style="list-style-type: none"> 県内に本社等を置く資本金10億円未満の中小企業、NPO、社会福祉法人、公益法人等 従業員への奨学金返還支援制度を設けていること 次の各種認証制度を1つ以上取得していること 県「職場いきいきアドバンスカンパニー」国「くるみん」「ユースエール」「えるぼし」
対象従業員	<ul style="list-style-type: none"> 対象企業が返還支援制度を創設後に採用された者(中途採用者を含む) 雇用期間の定めのない正社員である者
補助内容	<ol style="list-style-type: none"> 対象経費：企業が奨学金返還費用を対象従業員に給付するか、対象従業員に代わって学生支援機構に対し直接返還した額 補助割合：1/2 上限額：10万円(支援対象従業員1人あたり・年額) 上限人数：3人(1社あたり・各年度) <p>※国・県の各種認証制度の上位認証取得又は各種認証を2つ以上取得している企業は5人</p> <ol style="list-style-type: none"> 補助期間：入社した年度を含め5会計年度(支援対象従業員1人あたり)

夏ごろに制度内容と奨学金返還支援制度を導入している企業を掲載したHPを公開予定です。奨学金返還支援制度を導入する予定の企業様は以下のURLか二次元コードから登録をお願いします。

【奨学金返還支援制度導入予定企業登録URL】 <https://forms.gle/8PSYejDy4bqGrxf7>



【事業に関するお問い合わせ先】

長野県産業労働部労働雇用課 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

TEL: 026-235-7201 Mail: koyotai@pref.nagano.lg.jp

※記載内容は令和4年6月時点の内容となります。今後の状況により事業内容変更等の可能性もございますのでご了承ください。

職場のメンタルヘルス対策セミナーを開催します

～令和4年度 心の健康づくりフォーラム～

県では、従業員の心の健康づくりに取り組む事業所を支援し、働く皆さまのメンタルヘルスに関する知識を深めていただくことを目的として、県内4会場でフォーラムを開催します。

在宅勤務をはじめとした多様な働き方の導入や、育児・介護・治療といったライフイベントと仕事の両立制度の整備が進む中、環境の変化や様々な制限が労働者に与えるストレスへの気づきと対処について、第一線で活躍する（独行）労働者健康安全機構 長野産業保健総合支援センターのメンタルヘルス対策促進員がわかりやすくお伝えします。

企業の管理職や人事労務担当者、事業主、従業員の方々など、どなたでも聴講できますので多くの皆さまのご参加をお待ちしています。

テーマ 「NEXT メンタルヘルス」

～在宅・育児・介護・治療との両立…多様な時代のメンタルヘルス対策～

参加は無料です

開催日時	会場	講師	申込先
7月26日(火) 13:30～16:00	諏訪市文化センター (諏訪市湖岸通り5丁目12-18)	小澤 静氏 (メンタルヘルス対策促進員)	長野県南信労政事務所 電話 0265-76-6833
8月2日(火) 13:30～16:00	長野県松本合同庁舎 (松本市大字島立1020)	高橋 知也氏 (メンタルヘルス対策促進員)	長野県中信労政事務所 電話 0263-40-1936
8月4日(木) 13:30～16:00	長野県長野合同庁舎 (長野市南長野南県町686-1)	黒岩 庸氏 (メンタルヘルス対策促進員)	長野県北信労政事務所 電話 026-234-9532
8月31日(水) 13:30～16:00	長野県佐久合同庁舎 (佐久市跡部65-1)	滝澤 利江氏 (メンタルヘルス対策促進員)	長野県東信労政事務所 電話 0268-25-7144

令和4年春季賃上げ要求・妥結状況

労働雇用課では、毎年春闘の時期に合わせ、県内の民間労働組合を対象に「春季賃上げ要求・妥結状況調査」を実施しております。令和4年4月23日現在でまとめた調査結果（第1報）の概要は、次のとおりです。

調査対象420組合のうち54組合から県に賃上げ要求の報告があり、52組合が妥結しました。

平均要求額は7,476円で、前年同期と比べ金額で346円増加し、平均要求率は2.96%で、前年同期を0.13ポイント上回っています。

また、平均妥結額は4,307円で、前年同期と比べ金額で170円増加し、平均賃上率は1.70%で、前年同期を0.06ポイント上回っています。

このほか、企業規模別の状況等の結果については下の表をご覧ください。

調査結果は、県のホームページでも公開しています。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/rodokoyo/rodo/documents/r4syunnki.html>

春季賃上げ要求・妥結状況（第1報R4.4.23現在）

区分	要 求					妥 結			
	平均年齢	平均賃金	組合数	平均要求額	平均要求率	組合数	平均妥結額	平均賃上率	
調査産業計 (R4.4.23 現在)	歳	円	組合	円	%	組合	円	%	
	40.7	252,369	54	7,476	2.96	52	4,307	1.70	
企業規模別 状 況	300人未満	41.3	229,250	29	7,727	3.37	28	4,284	1.86
	300～999人	39.6	277,791	20	6,291	2.26	20	4,349	1.57
	1000人以上	42.0	284,770	5	10,760	3.78	4	4,259	1.49
前年第1報 (R3.4.23)	40.5	252,114	77	7,130	2.83	77	4,137	1.64	

(注) 1 要求・妥結状況は、単純平均によるものです。2 平均賃上率は、妥結組合の平均賃金に対するものです。

採用力向上のためのオンラインセミナーを開催します

県内企業の採用担当の皆様を対象に、採用ノウハウの習得と求人情報発信力の強化をテーマとするオンラインセミナーを開催します。参加は無料です。ホームページの参加要件等をご覧のうえ、参加についてご検討ください。

【開催日時】 令和4年8月24日（水） オンライン（Zoom）

【概要】

日程	テーマ・内容
13時30分～	テーマ①：採用ノウハウの習得 「採用難が死活問題になる前に～口コミで人が集まる職場の作り方～」
15時30分～	テーマ②：発信力の強化 「現在の発信内容と発信方法を再確認～ワークショップで自社の現状を点検～」

- ・テーマ①と②のいずれかのみでの参加も可能です。
- ・参加は無料です。
- ・詳細は次のURLをご覧ください。 <https://e-cure.jp/seminar/naganosaiyou2022/>

【申込・問合せ先】

イーキュア株式会社セミナー係（令和4年度選ばれる職場づくり推進事業受託事業者）

問合せ先：0120-64-0234（平日：9時～17時）

申込方法：次のURL または右の二次元コードから申込フォームへアクセスしてください。

URL：0234.jp



障がい者の雇用をお考えの法人・個人事業主の皆様へ 事業税の減税制度のご案内

長野県では、新たに障がい者を雇用した事業者の皆様を応援するため、事業税の減税制度を実施しています。

《制度の概要》特例期間（平成31年4月1日～令和7年3月31日）の新たな雇用に適用

《減税内容》	税率 9/10 減税
	減税上限額（雇用障がい者数に応じて）1人以下 50万円・1人超2人以下 75万円・2人超 100万円

《対象となる法人・個人》

- (1) 常時雇用する労働者の数が100人以下であること。
- (2) 雇用保険の適用事業所であること。
- (3) 社会保険加入事業者であること。（加入義務がない場合を除く。）
- (4) 法定雇用率を達成していること。
- (5) 事業主都合による解雇をしていないこと。
- (6) 長野県暴力団排除条例に規定する暴力団関係者でないこと。
- (7) 障がい者雇用はじめの一步応援助成金の交付を受けていないこと。

《雇用する障がい者の要件》

- (1) 長野県内に住所があること。
- (2) 長野県内の事業所等に勤務していること。
- (3) 雇用保険の一般被保険者であること。
- (4) 継続して3か月以上勤務していること。

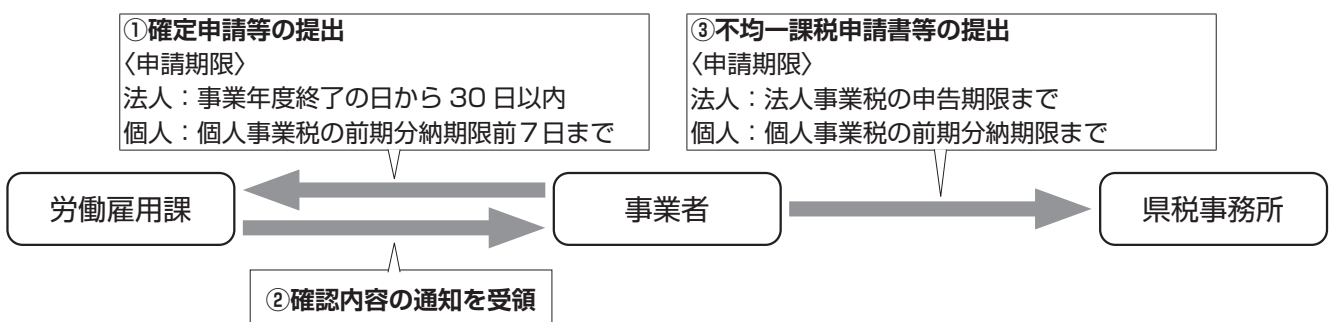
《お問い合わせ先》

長野県産業労働部 労働雇用課
026-235-7201



長野県PRキャラクター「アルマ」
©長野県アルマ

《手続と期限》減税を受ける際に必要となる手続きは下図のとおりです。2段階（提出先が異なります）



詳細は県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/rodokoyo/rodo/shuro/31shougaisagennzei.html>

労働保険のお知らせ

令和4年度 労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新期間は、

6月1日（水）～7月11日（月）です。

最寄りの労働局・労働基準監督署・金融機関で申告・納付をお願いします。

年度更新申告書の書き方及び申告・納付方法等の詳細につきましては、年度更新申告書に同封しているパンフレット等をご参照ください。厚労省ホームページでもご覧いただけます。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働委員会を活用しよう！ ～不当労働行為救済編～

労働組合に加入している皆さん、次のようなご経験はありませんか？

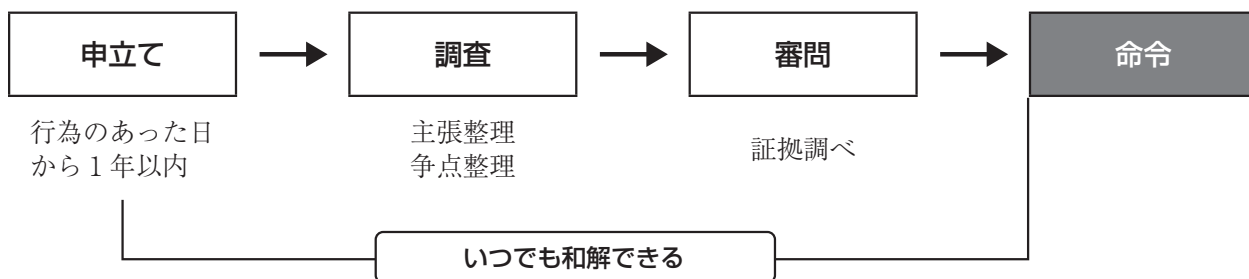
- 組合員であることや組合活動をしたことを理由に、人事異動や賃金などの待遇で不利益な扱いを受けた。
- 会社に団体交渉を申し入れたのに、正当な理由なく拒否されたり、誠実な交渉が行われなかった。
- 労働組合からの脱退を強要されるなど、労働組合の活動に干渉された。

使用者によるこのような行為は**不当労働行為**と呼ばれ、労働組合法により禁止されており、**労働委員会に救済を申し立てることができます。**

労働委員会は、労働組合や労働者個人の方からの申立てを受けて審査を行い、その事実が認められる場合には、使用者に対して「不利益な取扱いをやめること」、「団体交渉に誠実に応じること」などと命じる権限を持つ、公正中立な公的機関です。

手続に費用はかかりません。お気軽にご相談ください。

不当労働行為の審査の流れ



(お問い合わせ先) 長野県労働委員会事務局（長野県庁8F） 電話：026-235-7468

E-mail:roi@pref.nagano.lg.jp

<https://www.pref.nagano.lg.jp/roi/kensei/soshiki/soshiki/kencho/roi/index.html>



労働ながの 編集・発行：長野県産業労働部労働雇用課 HPにも掲載中

労働ながの 検索

電話 026-235-7119 Eメール：rodokoyo@pref.nagano.lg.jp

「労働ながの」に対するご意見、ご希望、ご感想をお待ちしております！